**自発的申出FAQ**

１　全般について

問１　自発的申出制度の概要を教えてください。

答　下請法違反行為をしていた親事業者が公正取引委員会に対して自発的に違反行為を申し出た場合，親事業者の自発的な改善措置が，下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み，所要の事由が認められた場合には，勧告を行わない取扱いとする制度です。

問２　自発的申出の方法を教えてください。

答１　自発的申出を行う場合には，後記２のとおり，自発的申出書を作成し，疎明資料（自発的申出書の記載内容の裏付けとなる資料）を添付の上，公正取引委員会に郵送等の方法でお送りください。

自発的申出書及び疎明資料の電子データ（PDFファイル，Wordファイル等）を電子メールに添付して，メール送信することによって提出いただいても構いません。宛先のメールアドレスについては，後記問３の答に記載の公正取引委員会の窓口にお問い合わせください。

なお，電子メールの内容について問い合わせをさせていただく場合がありますので，電子メール中に連絡先及び担当者の氏名を記載してください。また，電子メールの受信容量には上限がありますので，資料が大部である場合は，後記問３の答に記載の公正取引委員会の窓口にお問い合わせください。

２　自発的申出書については，様式を問いませんが，下表の事項を記載し，各事項の疎明資料を添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事項 | 疎明資料（例） |
| ① | 貴社の名称，所在地並びに代表者の役職名及び氏名（代理人が申し出る場合は，代理人の氏名を併記） | （代理人が申し出る場合のみ）委任状 |
| ② | 連絡先及び担当者の氏名 | － |
| ③ | 貴社の概要 | 会社概要，パンフレット，ホームページ等 |
| ④ | 申出の経緯 | 社内調査等を行った場合はその内容を示す資料，申出を行うことを決定ないし報告した社内会議資料等 |
| ⑤ | 下請取引の内容 | 対象となる下請事業者リスト（事業者名，資本金，下請取引の内容等が記載されたもの）等 |
| ⑥ | 自認する違反行為の内容 | 下請法第４条違反の場合は契約書，発注書，納品書，請求書，支払明細等，下請法第３条違反の場合は発注書等（あらかじめ別に取引条件を記載した書面を含みます。） |
| ⑦ | 違反行為取りやめの状況 | 前記⑥と同じ |
| ⑧ | 不利益回復措置の状況 | 下請事業者に対して返還した額が分かる振込明細，対象となる下請事業者リスト（事業者名，違反行為，返還金額等が記載されたもの）等 |
| ⑨ | 再発防止策の状況 | 取締役会議事録の写し，役員及び従業員宛て電子メール，電子掲示板において周知した内部文書，下請事業者に対して周知した文書，社内研修で使用した資料及び参加者名簿等 |
| ⑩ | その他参考となる事項 | 内容に応じた資料 |

問３　自発的申出書及び疎明資料の提出方法を教えてください。

答　下請法は公正取引委員会及び中小企業庁において所管しておりますので，まず，貴社がどちらの担当となる会社であるかについて，公正取引委員会に電話で御確認ください。公正取引委員会の窓口については次のURLで確認できます。

＜https://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/index.html＞

貴社が公正取引委員会の担当となる会社である場合には，貴社の本社を管轄している公正取引委員会の窓口に自発的申出書及び疎明資料を郵送等の方法でお送りください（前記問２の答のとおり，電子メールによる提出でも構いません。）。また，中小企業庁の担当となる会社である場合には，同庁の窓口を御案内いたします。

問４　公正取引委員会に直接訪問して，自発的申出の書類を提出したいと考えております。

答　自発的申出の書類は，当該書類の内容によっては再度来庁して説明や書類の追完をしていただくこともありますので，まずは公正取引委員会に郵送等の方法でお送りいただいて（前記問２の答のとおり，電子メールによる提出でも構いません。），公正取引委員会において書類の内容を確認した上で，必要に応じて直接説明をお願いすることにしております。

問５　定期書面調査の回答の別紙に自発的申出の内容を記載した場合，自発的申出の扱いになりますか。

答　定期書面調査の回答と自発的申出は別の制度であることから，自発的申出を行う場合には，定期書面調査の回答とは別に自発的申出書及び疎明資料を公正取引委員会に郵送等の方法でお送りいただく必要があります（前記問２の答のとおり，電子メールによる提出でも構いません。）。

問６　下請法第３条（書面の交付義務）違反又は同法第５条（書類の作成・保存義務）違反も自発的申出の対象になりますか。

答　下請法第３条（書面の交付義務）違反又は同法第５条（書類の作成・保存義務）違反も自発的申出として受け付けております。

問７　自発的申出の制度は義務なのですか。

答　自発的申出の制度は義務という性質ではなく，親事業者の法令遵守を促す観点から取り扱われており，自社の判断に依拠します。

問８　自発的申出を行うと，勧告を受けることはないのですか。

答　自発的申出について審査を行った結果，その要件を満たしていると認められた場合には勧告を行わないことになります。

２　「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」における各要件について

(1)要件１について

問９　自発的申出の要件として，「公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に，当該違反行為を自発的に申し出ている」こととありますが，ここでいう「調査に着手」とは，いつの時点をいうのですか。

答　「調査に着手」とは，親事業者に調査実施の連絡を行った時点になります。

問10　自発的申出の要件として，「公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に，当該違反行為を自発的に申し出ている」こととありますが，ここでいう「調査」には，定期書面調査は含まれますか。

答　定期書面調査は，ここでいう「調査」には含まれません。

問11　自発的申出を行った場合，いつの時点で申出を行ったことになりますか。

答　公正取引委員会が自発的申出書を受け付けた時に申出を行ったことになります。

(2)要件２について

問12　自発的申出の要件として，「当該違反行為を既に取りやめている」こととありますが，申出を行う際には，当該違反行為を取りやめていなければなりませんか。

答　自発的申出を行う際には，当該違反行為を取りやめていなければなりません。

(3)要件3について

問13　自発的申出の要件として，「当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている」こととありますが，不利益回復措置とは，どのようなことを行えばよいのですか。

答　例えば，下請法第４条第１項第２号（支払遅延）の規定に違反している場合には，下請代金及び同法第４条の２の規定による遅延利息を支払うことであり，同法第４条第１項第３号（減額）の規定に違反している場合には，下請代金の額から減じていた額を支払うことです。

　　なお，他の規定に違反している場合の不利益回復措置については，「下請取引適正化推進講習会テキスト」に記載されている原状回復措置（令和元年１１月版であれば８９頁）を参照してください。

問14　支払遅延における遅延利息は，どのように計算すればよいのですか。

答　受領後６０日（受領日を算入します。）を経過した日から支払をする日までの期間について，その日数に応じ，当該未払金額に年率14.6%を乗じた額を算出します。受領日は，親事業者が下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日であり，役務提供委託の場合は，下請事業者が役務を提供した日です。

なお，次に添付しているチェックシートを御利用いただくことも可能です。



問15　自発的申出の要件として，「当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている」こととありますが，下請事業者との関係などで支払が遅れることもあります。その場合でも，全ての支払が完了した後に申し出なければなりませんか。

答　申出時点で不利益回復措置を講じることが難しい理由がある場合には，当該理由及び予定している不利益回復措置を自発的申出書に記載して提出してください。

(4)要件４について

問16　自発的申出の要件として，「当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている」こととありますが，再発防止策としては，どのようなことを行えばよいのですか。

答　例えば，今後同様の行為を行わない旨の取締役会での決議，自社の役員及び従業員への周知徹底，下請事業者に対する周知，下請法違反を起こさないよう研修を実施するなどの社内教育の徹底，再発防止のための社内システムの改善などを行うことが考えられます。

問17　自発的申出の要件として，「当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている」こととありますが，再発防止策に係る全ての行為が完了していなければ，自発的申出を行えませんか。

答　当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることを予定していれば，提出していただいても構いませんが，予定している再発防止策及び実施時期を自発的申出書に記載して提出してください。

以上